

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 次世代型交通ターミナルの実現に向けて

～国道15号・品川駅西口駅前広場事業計画「中間とりまとめ」～

関東地方整備局 東京国道事務所

国道15号・品川駅西口駅前広場については、昨年2月に道路上空を活用した未来型の駅前空間に関する整備方針をとりまとめ、有識者や民間事業協力者(京急電鉄・西武プロパティーズ・JR東日本)等とともに、事業計画の検討を進めてきたところです。

今般、次世代型交通ターミナルの整備を含む事業計画の「中間とりまとめ」を策定しましたので、お知らせいたします。

今後は、事業計画の深化を図るための検討会を設立し、産学官連携の下で今年度内のとりまとめに向けて検討を進めます。

【中間とりまとめのポイント】

1. 次世代の交通ターミナル

- ・常に最先端のモビリティへ接続が可能な、次世代型交通ターミナルを配置

2. 開発計画と連携した複合(交通・防災)ターミナル

- ・民間の開発計画と連携し、交通と防災を融合させた複合ターミナルを配置
- ・タクシー、ツアー系高速バス、次世代モビリティ等の乗り換えを可能に

3. 人々が集う賑わい広場

- ・センターコアの南側には人々が集い、憩う賑わい広場空間、商業施設を配置し、防災拠点としても活用

4. シンボリックなセンターコア

- ・利用者動線の交差部には連携の拠点となるセンターコアを配置
- ・交通結節の各空間を結ぶシンボリックな空間を形成

5. 利便性の高い路線バス乗降場

- ・分りやすさ、運行効率に配慮し国道15号を挟み、対になるようバス停を配置

6. 北品川方面への溜まり空間

- ・周辺地域資源へアクセスする玄関口として機能する溜まり空間を配置

7. 新駅方面への歩行空間

- ・新駅方面への人・モビリティの往来が可能となるよう十分な通行空間を確保

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1952 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/toukoku_00000366.html

2. 【バスタ新宿】バスタ新宿での農産物の受渡し実証実験について

関東地方整備局 東京国道事務所

東京国道事務所では、茨城県常陸太田市が行う高速バスを活用した貨客混載による新鮮野菜などを「バスタ新宿」で受渡し、都内で販売する地域活性化に資する実証実験に協力します。

1. 実験期間
平成30年9月11日(火)から平成31年3月末まで(約7か月間)
2. 販売頻度
月2回程度(毎月第2・第4火曜日予定)
3. 実験主体
茨城県常陸太田市
4. 販売店舗
東京都内の青果店、新宿区・渋谷区内のデパート等
5. 受渡し場所
バスタ新宿
6. 販売品目
新鮮野菜、果実、加工品・日配品など
7. 高速バス
茨城交通株式会社

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [143 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/toukoku_00000364.html

3. ～荒川上流部改修から100年～ 荒川上流部改修100周年シンポジウムを開催します

関東地方整備局 荒川上流河川事務所

荒川上流部の近代的な改修が1918年(大正7年)に着手されてから、2018年(平成30年)で100年を迎えたことから、荒川の歴史、地形、特性を改めて認識していただくとともに、過去100年の荒川の歴史を振り返り、未来に向けて私たちが取り組むべきことについて、地域の住民の皆様や行政等の理解がより深まることを目的として、下記のとおり、シンポジウムを開催します。

- ・日時：平成30年11月21日(水)：13時00分～16時30分
- ・場所：川越市やまぶき会館 中ホール(埼玉県川越市郭町1丁目18-1)
- ・定員：400名(入場無料)
- ・主催：荒川上流部改修100周年実行委員会
- ・申込方法：開催チラシをご覧ください。

当日取材を希望される方は、事前登録をお願いします。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2849 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arajo_00000251.html


**4. 民間活動に合わせた基盤整備調査を機動的に支援！
～平成30年度第3回官民連携基盤整備推進調査費の配分について～**

関東地方整備局 企画部

平成30年度 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業(官民連携基盤整備推進調査費)第3回募集分について、関東地方整備局管内から下記の支援箇所が決定されましたのでお知らせします。

調査計画名	実施主体
横須賀港久里浜地区における観光振興等のための基盤整備検討調査	横須賀市
山中湖村における新たな道の駅整備による観光拠点形成のための基盤整備検討調査	山中湖村

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1633 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000597.html

**5. 路上工事抑制目標を達成し、新たな五箇年計画を策定
～路上工事の抑制に向けて～**

東京都道路工事調整協議会

東京都道路工事調整協議会では、平成25年度に策定した「東京都内の路上工事対策五箇年計画(平成25～29年度)」における取組を実施し、東京23区内の年間路上規制総時間を毎年度80万時間以下とする目標を達成しました。

平成30年度においては、これまでの取組結果や、都市インフラの耐震化工事や老朽化対策工事に加え東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて路上工事

増加が見込まれていることなどを踏まえ、「東京都内の路上工事対策五箇年計画(2018～2022年度)」を策定しました。

これまで実施してきた路上工事対策についての取組をさらに充実・強化し、路上工事時間の増加を抑制していくとともに、区市町村の道路管理者との連携を図ることで、道路利用者の不満のさらなる解消に努めていきます。

【具体的な取組】

施策 1. 路上工事時間の管理徹底

23 区部の国道・都道においては、毎年度の路上工事総時間を 80 万時間以下にします。

施策 2. 掘り返し抑制対策の推進

施策 3. 路上工事の改善

施策 4. 路上工事の情報提供改善

施策 5. 沿道開発業者への協力依頼

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [163 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/toukoku_00000363.html

6. 地域インフラサポートプラン ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約 1,200 件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>) にて紹介しています。

(現在、230 話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令が閣議決定

第196回国会で成立した道路法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）により道路法等が改正され、重要物流道路※の創設等の規定が定められたところです。

本日、これらの規定の施行に関し、法の施行期日を9月30日に定める政令とその施行に伴う関係政令の整備を行う政令が閣議決定されました。

※平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施

1. 概要

(1) 道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
法の施行期日を平成30年9月30日とします。

(2) 道路法施行令の一部改正関係

①重要物流道路等の道路啓開等の代行関係

国土交通大臣が道路管理者に代わって重要物流道路等の道路啓開等を行う場合に代行する権限及び必要な技術的読替え等を規定します。

②指定区間内の国道に係る沿道区域の指定の基準関係

指定区間内の国道に係る沿道区域の指定は、落石、土砂の崩壊その他の道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある区域について行うこと等を規定します。

(3) 道路整備特別措置法施行令の一部改正関係

占用物件の維持管理に係る措置命令の権限等、今般新設する道路管理者の権限を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が代行する場合の技術的読替えを規定します。

(4) 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正関係

特定連絡道路※工事施行者の要件として、特定連絡道路の工事に関し適切な工事実施計画を有する者であること等を規定します。

※高速道路から物流施設等に直結する道路

(5) 高速自動車国道法施行令の一部改正関係

道路法の改正に伴い、道路法の規定を適用する場合の技術的読替えを規定します。

(6) 道路構造令の一部改正関係

セミトレーラ連結車に係る設計車両について、重要物流道路である普通道路においては、高さの諸元を4.1メートル（その他の道路は3.8メートル）とすること等を規定します。


(7) その他所要の改正

2. 今後のスケジュール


公布：平成30年9月28日（金）


施行：平成30年9月30日（日）


添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[【施行期日政令】要綱](#)（PDF形式）

[【施行期日政令】案文・理由](#)（PDF形式）

[【施行期日政令】参照条文](#)（PDF形式）

[【施行期日政令】法律要綱](#)（PDF形式）

[【整備政令】要綱](#) (PDF 形式) 

[【整備政令】案文・理由](#) (PDF 形式) 

[【整備政令】新旧対照表](#) (PDF 形式) 

[【整備政令】参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001079.html

2. 噴火後の迅速で精度の高い避難誘導を可能にします！

～多様な噴火現象に臨機応変に対応し土砂災害範囲を想定するシステムを導入～

国土交通省では、実際の火山活動状況を速やかに反映させたハザードマップを緊急的に作成するシステムを開発しました。想定と異なる噴火活動が発生しても、本システムによるハザードマップを市町村に活用いただき、住民の避難を支援します。

火山噴火においては、新たな火口からの噴火など想定と異なる現象が起こる場合もあるため、必ずしも事前の想定のみで十分対応できるとは限りません。

そのため、国土交通省では、様々な噴火現象に臨機応変に対応するため、噴火後の土砂災害の範囲を緊急に計算する「火山噴火リアルタイムハザードマップシステム」を開発しました。

新たなシステムで作成するハザードマップは、火山関係の防災機関で構成される火山防災協議会等を通じて市町村等に提供され、住民の迅速な避難誘導等に活用されます。

<新たに提供するハザードマップの概要>

1. 提供時期 火山活動の状況により必要に応じて提供
2. 提供対象火山 浅間山、富士山、御嶽山、霧島山、桜島
※本システムで対象とする火山は、今後、順次拡大していく予定です。
3. 対象とする土砂災害の種類 降灰後の土石流、火山泥流、溶岩流、火砕流
4. 提供先 火山ごとに設置されている火山防災協議会等

<本システムの概要説明動画>

http://www.mlit.go.jp/river/sabo/movie/rthmsystem_gaiyo.mp4

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式 : 260KB) 

[参考資料](#) (PDF 形式 : 603KB) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000070.html

3. 適切仕様・適正価格による建築保全業務の発注に向けて ～建築保全業務の共通仕様書と積算基準を改定～

国土交通省では、各省各庁が建築保全業務を委託する際、適切な業務仕様書及び予定価格を作成することができるよう、建築保全業務の発注に関する技術基準を制定しています。これらの技術基準を5年ぶりに改定しました。

1. 改定の背景

国土交通省では、建築保全業務の発注に関する技術基準を5年ごとに改定しています。このたび、最新の法令、技術動向や建築保全業務の品質確保に対する社会的要請を踏まえた改定を行い、各省各庁に送付するとともに、地方公共団体にもご活用いただけるよう、都道府県及び政令指定都市の関係部署に情報提供しました。

2. 今回改定した技術基準

- [1] 建築保全業務共通仕様書：一般的な保全業務項目と標準的な作業内容、実施周期を定めたもの
- [2] 建築保全業務積算基準：建築保全業務の委託費の積算を行うもの
- [3] 建築保全業務積算要領：建築保全業務の積算をするうえでの標準的な考え方等を示したもの

3. 改定の概要

(1) 建築保全業務共通仕様書

- [1]法令改正や最近の建築技術動向を踏まえた点検項目等の改定
 - ・「雨水の利用の推進に関する法律」（平成26年法律第17号）の施行を踏まえ、雨水利用設備を適切に維持管理するため点検項目を見直し
 - ・LED照明器具、木製床等の新たな資機材を業務の対象に追加
- [2]災害発生時の対応を明確化
 - ・確実な業務継続のため、災害発生時の対応に必要な事項、優先順位等について、受発注者間で契約時にあらかじめ取り決めておくべきことを新たに規定


(2) 建築保全業務積算基準・積算要領

- ・現場従業員の法定福利費を一般管理費等から業務原価（業務管理費）に移行し、業務価格の費目構成を適正化

【官庁営繕部の技術基準（■6-2. 保全業務関連）】

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000039.html

4. 改正建築基準法の一部が、9月25日から施行されます

本年6月27日に公布された建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行に関し、一部の施行期日を定める政令及び関係政令の整備等に関する政令が、本日閣議決定されました。

1. 改正の概要（※今回一部施行されるもの）










- (1) 木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する規制の廃止
外壁等を防火構造とすべき木造の特殊建築物の範囲を見直す。
- (2) 接道規制の適用除外に係る手続の合理化
一定の基準（※）に適合する建築物について、建築審査会の同意を不要とする。
※基準については、改正法の施行に併せて改正を行う建築基準法施行規則に規定。
- (3) 接道規制を条例で付加できる建築物の対象の拡大
袋路状道路にのみ接する大規模な長屋等の建築物について、条例により、共同住宅と同様に接道規制を付加することを可能とする。
- (4) 容積率規制の合理化（老人ホーム等の共用の廊下等）
老人ホーム等について、共同住宅と同様に、共用の廊下・階段の床面積を容積率の算定対象外とする。
- (5) 日影規制の適用除外に係る手続の合理化
日影規制を適用除外とする特例許可を受けた建築物について、一定の位置及び規模の範囲（※）内で増築等を行う場合には、再度特例許可を受けることを不要とする。
※位置及び規模の範囲については、関係政令の整備等に関する政令に規定。
- (6) 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例
仮設建築物のうち、オリンピックのプレ大会や準備等に必要な施設等、特に必要があるものについて、建築審査会の同意を得て1年を越える存続期間の設定を可能とする。
- (7) その他所要の改正

今般の政令改正とあわせて行った、宅配ボックス設置部分を容積率規制の対象外とする改正の概要については、9月7日プレスリリース「オフィス・商業施設などにも宅配ボックスを設置しやすく！」をご参照ください。

2. スケジュール

公布：平成30年9月12日（水）／施行：平成30年9月25日（火）

添付資料

- [【報道発表資料】改正建築基準法の一部が、9月25日から施行されます](#)（PDF形式）
- [【期日令】要綱](#)（PDF形式）
- [【期日令】本文・理由](#)（PDF形式）
- [【期日令】参照条文](#)（PDF形式）
- [【期日令】法律要綱](#)（PDF形式）
- [【本体】要綱](#)（PDF形式）
- [【本体】本文・理由](#)（PDF形式）
- [【本体】新旧](#)（PDF形式）
- [【本体】参照条文](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000162.html

大岡川における親水施設整備について

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課

1. はじめに

横浜市の都心部を流れる大岡川では、平成9年の河川法改正を受け、河川環境の保全と再生を図るため、平成12年に河川再生事業の基本となる「大岡川河川再生計画」を策定しました。この計画では、沿川のまちづくりと一体となった親水施設の整備等を位置づけ、現在までに全9地区中4地区で整備が完了しており、現在は1地区で整備を行っています。

なお、平成21年度に、この河川再生計画を踏襲し横浜市が策定した「横浜市地区かわまちづくり計画」により、県が親水護岸等の整備を、横浜市が遊歩道整備等を実施し、県市が役割分担をして取組を進めています。

ここでは整備が完了している4地区と整備中の1地区の施設について紹介します。

2. 事業の概要

本事業は、大岡川の河口から蒔田公園地区がある中村川分派点までと、中村川、堀川、堀割川を対象範囲としています。

対象としている拠点整備については、図1に示すように、9つの地区で進めています。

施設の整備にあたっては、水に憩うだけでなく、歴史や文化を守りつつ、沿川地域と一体となって大岡川的环境整備・管理を進めていくことを目的としています。



図1 親水施設整備（予定）箇所

(1) 北仲通地区「大岡川夢ロード」(平成11～16年度)

大岡川河口部の両岸にボードデッキが整備され、横浜を代表する観光地のみなとみらい21地区を望むことができ、多くの人々が訪れる場所となっています。明治時代の旧護岸や荷揚場を修復・保全するなど、歴史を感じることができる場所でもあります。



写真1 北仲通地区

(2) 黄金町駅周辺地区「大岡川桜栈橋」(平成 17～18 年度)

地域住民による積極的な計画立案により整備された施設であり、船着場としての機能を有し、カヌー等が利用しやすい場所となっています。また、大岡川の桜まつりでの利用をはじめ、様々なイベントに活用されています。今後も施設を利用した防災活動や、教育活動、地域活性化活動の促進が期待されています。



写真 2 黄金町駅周辺地区

(3) 蒔田公園地区「ふれあいアクアパーク」(平成 18～22 年度)

大岡川と中村川の分岐点に位置する蒔田公園の一角に整備された親水施設です。蒔田公園と一体化した開放的な空間で、ボードデッキを利用して水辺に親しめる場所となっています。地域のお祭りや文化的なイベント、カヌー体験教室など、地域コミュニティの創出にも活用されています。



写真 3 蒔田公園地区

(4) 日ノ出町地区「横浜日ノ出栈橋」(平成 22～26 年度)

京急日ノ出町駅前の市街地再開発と一体的に整備された施設であり、地域の活性化やまちの賑わい創出にも効果が期待されています。また、浮栈橋を設置することにより、親水性の向上に加え、水上交通の利用も可能となる施設であり、大岡川桜栈橋と同様に防災活動等の促進が期待されています。



写真 4 日ノ出町地区

(5) 磯子地区 (平成 27 年度～)

堀割川の JR 根岸線上流部に親水施設の整備に向けて事業を進めており、完成すると堀割川でもカヌー等の安全な利用が可能となり、大岡川との回遊性の向上と地域活性化が見込まれます。また、災害時の物資輸送等の防災的な活用も期待されています。



図 2 磯子地区 (イメージ)

3. 施設の維持管理と有効利用

一般的な親水施設では、施設完成後の維持管理が課題となることがあるが、これまで完成した施設では、地元有志による清掃活動が行われており、特に大岡川桜棧橋では施設の計画段階から地元の団体等と調整し、日常の管理運営を依頼することで、円滑な施設利用が行われています。

また、親水施設の整備により、川を舞台にした様々なお祭りやカヌー等のイベントが展開され、地域の活性化に寄与しています。

近年では親水施設の利用が進んでおり、図3に示すようにここ数年で利用者数は増大しています。



写真5 水辺の利用状況
(黄金町駅周辺地区 大岡川桜棧橋)



写真6 水辺の利用状況
(蒔田公園地区 ふれあいアクアパーク)

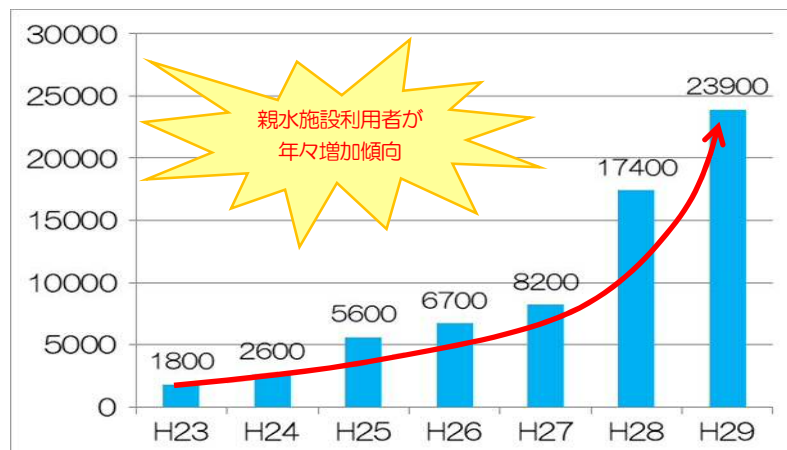


図3 親水施設利用者数の推移

4. おわりに

整備された親水施設では、河川を利用したイベント等のレクリエーション利用だけでなく、災害時の救援物資輸送を想定した社会実験も行われており、防災的な利用にも注目が集まっています。今後の施設整備にあたっては、沿川のまちづくりと連携した整備を進め、魅力ある水辺づくりを進めていきます。